

40歳～74歳の被保険者の方へ

大阪府浴場国民健康保険組合
〒556-0012大阪市浪速区敷津東2-2-8
大阪木津卸売市場内 南棟2階
TEL 06-6634-2510 FAX 06-6634-2511

「特定健康診査受診券」をお届けいたします

40歳以上の方は、年1回特定健診を受けましょう!!

令和4年度現在、本国保組合に加入している被保険者で、本年度中に40歳～74歳になられる方に「特定健康診査受診券」をお届けしています。

40歳以上の被保険者を対象に内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した「特定健診」及び「特定保健指導」の実施が医療保険者に義務づけられています。これにより、本国保組合が毎年実施している共同健診にも「特定健診・特定保健指導」を含めた健診を行うこととし、さらに大阪府医師会等と集合契約を締結し、同封の「特定健康診査受診券」を利用することによって、お住まいの地区の「特定健診」実施医療機関の窓口でも特定健診が受けられるようになりました。

「特定健康診査受診券」を使った特定健診の受診方法

● 特定健診を受ける医療機関を決めましょう!

お住まいの地域の「特定健診」実施医療機関で特定健診が受けられます。

特定健診を実施しない医療機関もありますので、**受けようとする医療機関が**

「特定健診」実施医療機関かどうかについては、直接医療機関にお尋ねください。

- ・各医師会等の集合契約に参加している医療機関が対象になります。
- ・事前に予約して受診ください。

● 特定健診を受けましょう

予約した医療機関の窓口にて下記の①及び②を提出し特定健診を受けてください。

① 「特定健康診査受診券」・・・ この案内に同封しています。

② 本国保組合の「被保険者証」

- ・費用は無料です。
- ・受診券の有効期限は令和5年3月31日です。
- ・被保険者資格を喪失した方は受診できません。

☆ この受診券は「特定健診」を受診する場合、1人につき1回限りとします。(本国保組合が実施している共同健診や人間ドックには「特定健診」が含まれていますので、健診の予定をされている方は受診券での「特定健診」は受けられません。)